

【佐伯市地域女性活躍推進事業補助金】過去の採択団体の事業を一部ご紹介します



和のおもてなしを学んでみたい



女性に向けた情報誌を発行したい




女性のキャリアと発信力を伸ばすTIKTOKを学ぶ



スキマ時間で稼げる在宅ワーカーになろう

女性の活躍を応援します

やってみたいこと、共有したいこと、変えていきたいことありませんか？ 私たちがサポートします！

- 申請手続き…… 市報や市のホームページで告知（詳細はご確認ください）
- 補助対象団体…… 本市の女性活躍推進のために活動する市民活動団体など
- 補助上限額…… 1事業につき、10万円
- お問い合わせ先…… 佐伯市役所 総務部 みんなつながる課 
(本庁舎4F 71番窓口) TEL 22-3085



事業の流れ … 企画 → 申請 → 審査会(プレゼン) → 決定 → **事業実施** → 報告

女性の個性と能力を発揮できる取組に対して補助金を交付します！

◆ 補助対象団体

本市の女性活躍推進のために活動する市民活動団体等(市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人等)であって、次の要件を満たす団体

- (1)市の開催する地域女性活躍推進会議に参加する団体
- (2)市の主催する男女共同参画に関する事業及びイベントに「地域女性活躍推進団体」として参加する団体
- (3)暴力団関係者を構成員に含めない団体

※原則として、同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とします。

◆ 事業の事例

女性活躍の推進に資するイベントや講座や講演会など

- (1)ジェンダーギャップ(男女格差)問題解決
- (2)男性の家事・育児参画の推進
- (3)男女共同参画視点を入れた防災・復興
- (4)固定的性別役割意識の解消
- (5)女性の健康や権利の重視 など

◆ 申請手続等

- (1)応募期限・・・令和8年5月8日(金)17時まで
- (2)申請書類・・・応募申請書、企画提案書、収支予算書、応募団体調書など

※書類は、みんなつながる課窓口、振興局に備えているほか、市のホームページからも印刷できます。

◆ 事業実施期間： 補助金等交付決定通知日から令和9年3月15日まで

◆ 補助上限額： 10万円（1事業あたり）

◆ 事業採択： 書類審査及び申請団体のプレゼンテーションにより、事業内容、事業の組立ての良し悪し、実効性を審査する審査会を開催し決定します。

◆ 審査会(プレゼンテーション)： 令和8年5月下旬予定

◆ 補助対象となる経費

- (1)報償費・・・講師等への謝金など(団体会員への報償費は対象外)
- (2)旅費・・・講師等への旅費など
- (3)需用費・・・事務用品、材料、道具等の購入または資料の作成に係る費用、チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用など(食料、飲料水等は対象外)
- (4)委託料・・・託児の委託等に係る費用
- (5)役務費・・・切手代、宅配便等の運搬用費用、イベント等に必要な広告・宣伝の費用等など
- (6)使用料・賃借料・・・会議、イベント等で使用する施設の使用料など

※証拠書類(請求書、領収書の写し等)によって金額、内容等が確認できないものについては、補助対象経費として認められません。

◆ 申込・問い合わせ： 佐伯市役所 みんなつながる課 本庁舎4階 ☎22-3085